年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

愛媛厚生年金 事案 476

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和34年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から34年4月1日まで

② 昭和34年5月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、C 事業所D出張所に勤務していた申立期間①及びA事業所B工場に勤務していた申立期間②について加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、上記の両事業所に勤務していたことは確かなので、 申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、その当時、A事業所B工場において厚生年金保険 に加入していたことが確認できる複数の元従業員の証言により、申立人が、 申立期間②当時、同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、A事業所は、「現存する資料から、申立期間②当時に当事業所B工場に勤務していたことが確認できた従業員については、臨時採用者を含め、いずれも入社時に厚生年金保険に加入していることが確認できるので、当時、同事業所では、従業員をすべて入社時に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。申立期間②当時、申立人が、同事業所に勤務していたということであれば、入社時に申立人を厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していたものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A事業所B工場において昭和34年3月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員に係る社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、これを確認できる資料が残っていないため不明としているが、申立期間②のA事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険被保険者番号に欠番が無いことから、申立人の記録が失われたとは考えられない上、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、申立人が所持する事業所の写真及び同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人がC事業所の現場事務所(正式名称は不明)に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が申立期間①当時にC事業所の現場事務所において一緒に勤務していたとする女性事務員一人は、同事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことから、同事業所では、一部の従業員について、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、C事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①当時に上記現場事務所で給与計算をしていたとされる経理部長は死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間①及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所(現在は、B事業所)における資格喪失日に係る記録を昭和 36 年7月 10 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、昭和36年10月から37年9月までの期間に係る標準報酬月額は、3万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月26日から同年7月10日まで

② 昭和36年10月1日から37年10月1日まで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間①当時に勤務していたA事業所及びC事業所に係る加入記録が無い上、申立期間②当時に勤務していたC事業所及びB事業所の標準報酬月額が、実際の標準報酬月額よりも低くなっていることが分かった。

しかし、昭和35年8月にA事業所に入社後、36年7月に事業主が変わるまでは同社、また、当該事業主が新たに個人営業のC事業所を開店して以降は、期間は定かではないが、これら両事業所において、会計業務(給与計算)を担当し、別々に給与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていた。このため、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めるとともに、申立期間②について、実際の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額となるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、社会保険事務所の記録では、A事業所

において昭和35年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年5月26日に同資格を喪失後、同年10月1日に同事業所において、再度、同資格を取得しており、申立期間を含む同年5月から同年9月までの期間については、同事業所に係る被保険者記録が無い。

しかしながら、B事業所の事業主及びA事業所の元従業員3人の証言により、申立人が申立期間①においてA事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

また、B事業所の事業主は、申立期間①当時における厚生年金保険料の控除について、「確認できる資料は残っていないが、申立人は、申立期間①以前から現在まで継続して勤務しており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことは間違いないと思われる。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、昭和 36 年 4 月のA事業所に係る社会保険事務所の記録から 2 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる関連資料が無いことから不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 5 月及び同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は2万6,000円とされているところ、申立期間②における社会保険事務所が保管するB事業所及びC事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票により、上記両事業所が、昭和36年10月1日に、C事業所を主たる事業所、B事業所を従たる事業所とする二以上事業所の勤務届を提出しており、同年10月から37年9月までの期間に係る申立人のB事業所における標準報酬月額(1万6,000円)及びC事業所における標準報酬月額(2万6,000円)の合算額は、4万2,000円となることが確認できることから、申立人の標準報酬月額は、当時の標準報酬月額の最高等級に該当する3万6,000円と認められる。

愛媛国民年金 事案 495

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から8年3月までの国民年金保険料については、免除 されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から8年3月まで

国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、 申立期間に係る保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、離婚した平成3年3月に、市役所で児童扶養手当の申請手続を していた際、母子家庭で双子の子供がいたため、職員から国民年金保険料 の免除申請を勧められて手続を行い、その後は、毎年、児童扶養手当の更 新手続時に、一緒に国民年金保険料の申請免除手続を行っていた記憶があ る。

このため、申立期間について、国民年金保険料の申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 20 年4月8日に初めて基礎年金番号が払い出されていることが確認でき、申立人が最初に国民年金保険料の免除申請の手続を行ったとする3年3月の時点では、国民年金に加入しておらず、保険料の免除申請を行ったとする申立内容は不自然であり、当該時点より前に、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の免除及び児童扶養手当の給付に係る申請手続を、毎年、一緒に行っていたと主張しているところ、申立人が居住する市が保管する児童扶養手当の記録により、児童扶養手当の更新手続時に提出することとされている児童扶養手当現況届の提出日(申立期間のうち市に記録が残っていない平成3年度及び4年度を除く)は、平成5年9月22日、6年10月21日及び7年9月1日であることが確認できることから、これらの時点において国民年金保険料の免除申請手続を行った場合、さかのぼって免

除対象期間とすることができるのは、免除申請日が属する月の前月までであるため、申立期間のうち、5年4月から同年7月までの期間、6年4月から同年8月までの期間及び7年4月から同年7月までの期間については、免除対象期間とならず、国民年金保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間中に居住していた市が、申立人が申立期間に行ったとする5回の免除申請について、いずれも不適切な事務処理を行ったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 478 (事案 244 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月1日から40年11月1日まで

② 昭和40年11月10日から41年5月1日まで

③ 昭和41年5月6日から同年7月1日まで

④ 昭和41年7月1日から42年7月1日まで

⑤ 昭和42年8月1日から43年5月1日まで

平成19年12月に、社会保険事務所に厚生年金保険に係る年金記録確認の申立てを行ったが、21年1月に、年金記録確認第三者委員会から、年金記録の訂正を認めることはできないとする通知があった。

このため、自身の記憶を整理し、前回とは勤務した事業所及び申立期間の変更や追加を行った上、再度、年金記録確認の申立てを行うこととしたので、それぞれ、申立期間①及び②についてはA事業所、申立期間③についてはB事業所、申立期間④についてはC事業所、申立期間⑤についてはD事業所の厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 前回の申立てにおいては、昭和40年11月10日から41年4月1日までの期間については、申立人の同僚の証言により、申立人がA事業所に勤務していなかった可能性がうかがわれること、昭和41年5月6日から42年6月1日までの期間については、申立人の同僚の証言及び当該同僚に係る厚生年金保険の加入記録により、申立人がB事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していた可能性がうかがわれること、昭和42年7月31日から同年9月1日までの期間については、申立人のC事業所における雇用保険及び厚生年金保険の加入記録が一致している上、当時同事業所に勤務していた従業員から、申立人が同事業所に勤務していたとする証言が得られないこと、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶が明確ではないこと等から、申立人

が厚生年金保険被保険者として上記期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年1月8日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われているが、その後、申立人は、自身の記憶を整理し、前回とは勤務した事業所及び申立期間の変更や追加を行った上、再申立てを行ったものである。

2 申立期間①については、同僚の証言により、時期は特定できないものの、 申立人が、A事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「A事業所には、試用期間があったと思う。」と供述している上、申立期間①当時におけるA事業所の事業主及び同僚は、「A事業所は、事業主と従業員との相談又は従業員本人の希望により、厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と証言しているところ、社会保険庁の記録により、申立人が記憶している同僚の一人は、申立期間①当時、厚生年金保険に加入していなかったことが確認できる。

また、A事業所は、昭和 48 年に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間①における同事業所の事業主は、「厚生年金保険の加入手続及び保険料の控除について記憶しておらず、当時の経理担当者も既に死亡している。」と証言していることから、厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、 周辺事情は無い。

3 申立期間②については、申立人と同様に昭和 40 年 11 月 10 日にA事業所 における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚が、「申立人と一緒にA事業所を辞めたと思う。」と証言しており、申立人が申立期間②当時 において同事業所に勤務していなかった可能性がうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日(昭和40年11月10日)の2週間後(同年11月24日)に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

4 申立期間③については、申立人がB事業所に一緒に入社したとする同僚 4人については、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様、昭和 41 年 5 月 1 日に、同事業所において、厚生年金保険に加入していることが確認できる一方、このうちの一人を記憶していた別の同僚が、「一緒に入社した数人の若い従業員が 1 か月ぐらいで辞めた記憶がある。」と証言しているところ、同僚 4 人(申立人を含む)のうち3人は同年 5 月 6 日に、また、残る一人は同年 5 月 11 日に同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人がこの時期に同資格を喪失していた可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

5 申立期間④については、申立人に係る雇用保険の加入記録が無い上、申立人が記憶している同僚一人及び申立期間④当時、社会保険庁の記録により C 事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認でき、連絡の取れた従業員一人は、いずれも「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人が申立期間④当時において同事業所に勤務していなかった可能性がうかがわれる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、C事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、昭和 42 年4月1日であることが確認できることから、申立期間④のうち、41 年7月1日から 42 年3月 31 日までの期間については、適用事業所になっていない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、 周辺事情は無い。

6 申立期間⑤については、申立人が記憶している同僚のうち、申立人を記憶しているとする同僚二人の証言により、時期は特定できないものの、申立人が、申立期間⑤当時、D事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚二人のうち、社会保険庁の記録により、昭和 41 年 5 月 4 日に資格取得してから、43 年 9 月 1 日に資格喪失するまでの約 2 年 5 か月間、D 事業所において厚生年金保険に加入していたことが確認できる一人は、「D 事業所には、少なくとも 3 年間勤務した。」と証言していることから、当該事業所には、試用期間があったことがうかがわれる。

また、厚生年金保険の加入記録が確認できない同僚一人及び申立人は、申立期間⑤当時、D事業所から健康保険被保険者証を渡された記憶が無いとしている上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が昭和 42 年9月 22 日に国民年金に加入し、申立期間⑤のうち、同年9月から 43 年4月までの期間、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、D事業所は、厚生年金保険関係の資料を廃棄しており、申立期間⑤当時における厚生年金保険料の控除について不明としていることから、厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 479

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月2日から49年3月21日まで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、A 事業所に勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A事業所に勤務していたのは確かであり、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入 記録により確認できる。

しかしながら、A事業所は、昭和 61 年9月1日に厚生年金保険の新規適用 事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていなかったことが社 会保険庁のオンライン記録により確認できる。

また、A事業所は、「申立期間当時には、適用事業所となっていなかったため、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している上、申立期間における同社の経理担当者及び給与計算担当者は、いずれも「A事業所は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。